

広島県有給吏員退職料退職給与金遺族扶助料及死亡給与金条例等の一部を改正する条例
附則第九条の二第一項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十八号

広島県有給吏員退職料退職給与金遺族扶助料及死亡給与金条例等の一部を改

正する条例附則第九条の二第一項の年金たる給付等を定める規則の一部を改

正する規則

広島県有給吏員退職料退職給与金遺族扶助料及死亡給与金条例等の一部を改正する条例
附則第九条の二第一項の年金たる給付等を定める規則（昭和五十五年広島県規則第四百四号
）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第二十一号附則第九条の二第二項に規定する規則で定める年金たる給付）</p> <p>第一条 広島県有給吏員退職料退職給与金遺族扶助料及死亡給与金条例等の一部を改正する条例（昭和五十一年条例第二十一号。以下「条例第二十一号」という。）附則第九条の二第一項に規定する老齢、退職又は身体障害を支給事由とする給付であつて規則で定めるものは、次に掲げる給付とする。ただし、その額（支給開始時期の繰上げ又は繰下げによりその額が減額され又は増額されている給付については、減額され又は増額されなかつたものとして計算した額）が条例第二十一号附則第九条第一項の規定により加算する額に満たない給付を除く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この条において「法律第百十五号」という。）に基づく老齢厚生年金（その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当することにより支給されるもの並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年法律第六十三号」という。）附則第三十五条第一項の規定により読み</p>	<p>（条例第二十一号附則第九条の二第二項に規定する規則で定める年金たる給付）</p> <p>第一条 広島県有給吏員退職料退職給与金遺族扶助料及死亡給与金条例等の一部を改正する条例（昭和五十一年条例第二十一号。以下「条例第二十一号」という。）附則第九条の二第一項に規定する老齢、退職又は身体障害を支給事由とする給付であつて規則で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その額（支給開始時期の繰上げ又は繰下げによりその額が減額され又は増額されている給付については、減額され又は増額されなかつたものとして計算した額）が条例第二十一号附則第九条第一項の規定により加算する額に満たない給付を除く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号及び第十号において「法律第百十五号」という。）に基づく老齢厚生年金（その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）及び障害厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三條の規定による改正前の法律第百十五号に基づく老齢年金及び障害年金</p>

替えられた法律第百十五号の規定により支給されるもの及び平成二十四年法律第六十三号附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。）及び障害厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の法律第百十五号に基づく老齢年金及び障害年金

三・四（略）

五 平成二十四年法律第六十三号第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下この号において「平成二十四年改正前法律第百二十八号」という。）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間（当該退職共済年金の受給権者が、法律第百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第百十五号第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第二号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）が二十年以上であるもの並びに平成二十四年改正前法律第百二十八号附則第十三条第一項並びに平成二十四年法律第六十三号附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下この号において「平成二十四年改正前法律第百二十九号」という。）第八条及び第九条）これらの規定を平成二十四年改正前法律第百二十九号第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項（平成二十四年改正前法律第百二十九号第四十九條及び第五十條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第二十五条（平成二十四年改正前法律第百二十九号第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年法律第百五号」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第百五号第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法に基づく年金たる給付であつて退職又は身体障害を支給事由とするもの

六 平成二十四年法律第六十三号附則第四十

一条第一項の規定に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定

三・四（略）

五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項並びに国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第八條及び第九條（これらの規定を同法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項（同法第四十九條及び第五十條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第二十五条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年法律第百五号」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第百五号第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法に基づく年金たる給付であつて退職又は身体障害を支給事由とするもの

する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金

七) 平成二十四年法律第六十三号第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下この号において「平成二十四年改正前法律第五十二号」という。）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間（当該退職共済年金の受給権者が、法律第百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第百十五号第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を有するとき、当該組合員期間と当該第三号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）が二十年以上であるもの並びに平成二十四年改正前法律第百五十二号附則第二十八条の四第一項並びに平成二十四年法律第六十三号附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下この号において「平成二十四年改正前法律第百五十三号」という。）第八條第一項から第三項まで、第九條第二項及び第十條第一項から第三項まで（これらの規定を平成二十四年改正前法律第百五十三号第三十六條第一項において準用する場合を含む。）、第四十八條第一項及び第二項（平成二十四年改正前法律第百五十三号第五十二條において準用する場合を含む。）、第五十五條第一項及び第二項（平成二十四年改正前法律第百五十三号第五十九條において準用する場合を含む。）並びに第六十二條第一項及び第二項（平成二十四年改正前法律第百五十三号第六十六條において準用する場合を含む。）並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年法律第百八号」という。）附則第十三條第二項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに昭和六十年法律第百八号第一条の規定による改正前の平成二十四年法律第六十三号第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第百八号第二条の規定による改正前の平成二十四年法律第六十三号附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第十三章を除く。）に基づく年金たる給付であつて退職又は身体障害を支給事由とするもの（通算退職年金を除く。）

八) 平成二十四年法律第六十三号附則第六十

六) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。第十一章を除く。）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの並びに同法附則第二十八條の四第一項並びに地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第八條第一項から第三項まで、第九條第二項及び第十條第一項から第三項まで（これらの規定を同法第三十六條第一項において準用する場合を含む。）、第四十八條第一項及び第二項（同法第五十二條において準用する場合を含む。）、第五十五條第一項及び第二項（同法第五十九條において準用する場合を含む。）並びに第六十二條第一項及び第二項（同法第六十六條において準用する場合を含む。）並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年法律第百八号」という。）附則第十三條第二項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに昭和六十年法律第百八号第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年法律第百八号第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第十三章を除く。）に基づく年金たる給付であつて退職又は身体障害を支給事由とするもの（通算退職年金を除く。）

五条第一項の規定に基づく退職共済年金）その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金

九 平成二十四年法律第六十三号第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる加入者期間（当該退職共済年金の受給権者が、法律第百十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第百十五号第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間を有するとき、当該加入者期間と当該第四号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）が二十年以上であるもの並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第十項及び第十一項（これらの規定を同法附則第十八項において準用する場合を含む。）並びに沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第三十四条（同令第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金

十 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる旧農林共済組合員期間（同法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）が二十年以上であるもの又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第百四十四号）第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第百四十三号）第二十九条の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭

七 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第十項及び第十一項（これらの規定を同法附則第十八項において準用する場合を含む。）並びに沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第三十四条（同令第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金

八 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの又は沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）第十五条第三項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金

<p>和四十七年政令第百五十八号)第十五条第三項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。)及び障害共済年金並びに移行農林年金(同法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。)のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>十三 執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)による改正前の執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)附則第十三条の規定に基づく年金たる給付</p> <p>十四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第百五十六号)に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付であつて退職又は身体障害を支給事由とするもの</p> <p>十五 (略)</p> <p>(条例第二十一号附則第九条の二に規定する規則で定める額)</p> <p>第二条 条例第二十一号附則第九条の二第一項ただし書及び第二項に規定する規則で定める額は、八十一万円とする。</p>	<p>九・十 (略)</p> <p>十一 執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)附則第十三条の規定に基づく年金たる給付</p> <p>十二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第百五十六号)に基づいて国家公務員等共済組合連合会が支給する年金たる給付であつて退職又は身体障害を支給事由とするもの</p> <p>十三 (略)</p> <p>(条例第二十一号附則第九条の二に規定する規則で定める額)</p> <p>第二条 条例第二十一号附則第九条の二第一項ただし書及び第二項に規定する規則で定める額は、七十一万円とする。</p>
--	---

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。